

第1回霧島市地方創生有識者会議

◇日 時：平成27年6月11日（木）
午後3時00分～
◇場 所：庁議室

<会次第>

1 開会

2 市長あいさつ

3 委嘱状の交付

4 有識者会議の組織体制について 資料2

5 議事

(1) 座長及び副座長の選出について

(2) 有識者会議の運営について

(3) 各研究部会の構成員並びに部会長・副部会長の指名について

(4) まち・ひと・しごと創生法の概要について

(5) 「(仮称)霧島市地方創生総合戦略」策定スケジュールについて 資料3

(6) 「(仮称)霧島市地方創生総合戦略(骨子)」等について 資料4・資料5

(7) その他

6 その他

7 閉会

【資料一覧】

資料1 霧島市地方創生有識者会議委員一覧

資料2 「(仮称)霧島市地方創生総合戦略」策定に係る組織体制図

資料3 「(仮称)霧島市地方創生総合戦略」策定スケジュール

資料4 RESAS(地域経済分析システム)を活用した人口推移について(簡略版)

資料5 「(仮称)霧島市地方創生総合戦略」(骨子)

霧島市地方創生有識者会議委員一覧

資料1

平成27年6月11日現在

	所 属	役職等	性別	氏名
1	公募		男性	まつやま みずほ 松山 瑞穂
2	あいら農業協同組合	企画広報室 室次長	女性	ふくぞの ゆかり 福園
3	霧島商工会議所	専務理事	男性	やまぐち つよし 山口 剛
4	京セラ（株）鹿児島国分工場	労務部責任者	男性	きたがわ たかし 北川 隆巳
5	国分公共職業安定所	所長	男性	せと ゆうさく 瀬戸 雄作
6	鹿児島工業高等専門学校	教授	男性	くすはら よしと 楠原 良人
7	錦江漁業協同組合	監事	男性	なかむら きよし 中村 清
8	（株）鹿児島銀行国分支店	支店長	男性	つかはら せい太 塚原 清太
9	（株）九州タブチ	代表取締役社長	男性	つるがの みお 鶴ヶ野 未央
10	夢のゆり		男性	さめじま けんじ 鮫島 健次
11	公募		男性	ふくしま やすし 福島 恭志
12	公益社団法人 霧島市観光協会	理事	女性	やまもと のりこ 山元 紀子
13	霧島市商工会	理事	女性	なおき まさこ 猶木 雅子
14	第一工業大学	工学部長	男性	やまお かずひろ 山尾 和廣
15	公益社団法人 霧島青年会議所	事務局長	女性	すずよし みえ 鈴吉 美絵
16	全日本空輸（株）鹿児島空港所	所長	男性	おやま はやと 小山 早人
17	（株）JTBコミュニケーションズ九州	地域活性化化室 顧問	男性	さるわたり ひろはる 猿渡 弘治
18	（株）南日本銀行国分支店	国分支店長兼始良ブロック長	男性	こが えいいち 古賀 英市
19	首都圏霧島市ふるさと会	副会長	男性	げじま しのり 槐島 義則
20	公募		女性	やまぐち ひとみ 山口 ひとみ
21	霧島市PTA連絡協議会	顧問	女性	おがわ みほ 小川 美穂
22	霧島市校長協会	会長	男性	なかみね けんいちろう 中峯 健一郎
23	霧島市子ども・子育て会議	委員	女性	いのうえ ゆみこ 井上 裕美子
24	（有）セイナ	専務取締役	女性	たぐち まなみ 田口 真奈未
25	鹿児島信用金庫	業務執行役員	男性	うちだ けんいちろう 内田 健一郎
26	（株）FMきりしま	事務局長	男性	とりまる けいすけ 鳥丸 恵介
27	霧島市老人クラブ連合会	会長	男性	つのもち すなお 津之地 良
28	アルバック九州（株）	総務課長	男性	たはら かつあき 田原 克章
29	（株）日本政策投資銀行	南九州支店長	男性	ふくどめ こうじ 福留 浩二
30	志学館大学	名誉教授	男性	ふたみ たけし 二見 剛史
31	霧島市自治公民館連絡協議会	会長	男性	やなぎ さだみつ 柳 貞光
32	国立大学法人 鹿児島大学	法文学部 法政策学科 准教授	男性	うなぎ まさひろ 宇那木 正寛
33	（株）トヨタ車体研究所	常務役員	男性	かみべつぶ とおる 上別府 徹
34	公益社団法人 霧島市シルバー人材センター	総務会計課長	女性	こだま ゆづこ 児玉 裕子
35	社会福祉法人 霧島市社会福祉協議会	ボランティアセンター所長	女性	おおの むつみ 大野 むつみ
36	こくぶ通り会連合会	会長	男性	きのだ ひろし 木野田 寛
37	福山町佳例川を語る会		男性	いたもと いわお 板元 岩雄

男性 27人

女性 10人

外部

霧島市地方創生有識者会議

- 座長：（委員の互選による）
- 副座長：（座長が指名）
- 委員：37人（市長が委嘱）
- 役割：人口ビジョン及び総合戦略の策定過程において、必要な助言及び提案を行う。

助言・提案

霧島市地方創生推進本部

- 本部長：市長
- 副本部長：副市長、教育長
- 本部長員：庁議構成員及び市長が特に必要と認める者 30人
- 役割：
 - ①地方人口ビジョン及び総合戦略の策定
 - ②総合戦略に関する施策の推進
 - ③その他本部長が必要と認める事項

内部

代表者会

報告

座長が委員を指名

付託

報告

- | | | | |
|------------------|-----------------------|-------------------------|-------------------|
| しごと研究部会
(10人) | 転入促進・転出抑制研究部会
(9人) | 結婚・出産・子育て支援研究部会
(9人) | まちづくり研究部会
(9人) |
|------------------|-----------------------|-------------------------|-------------------|

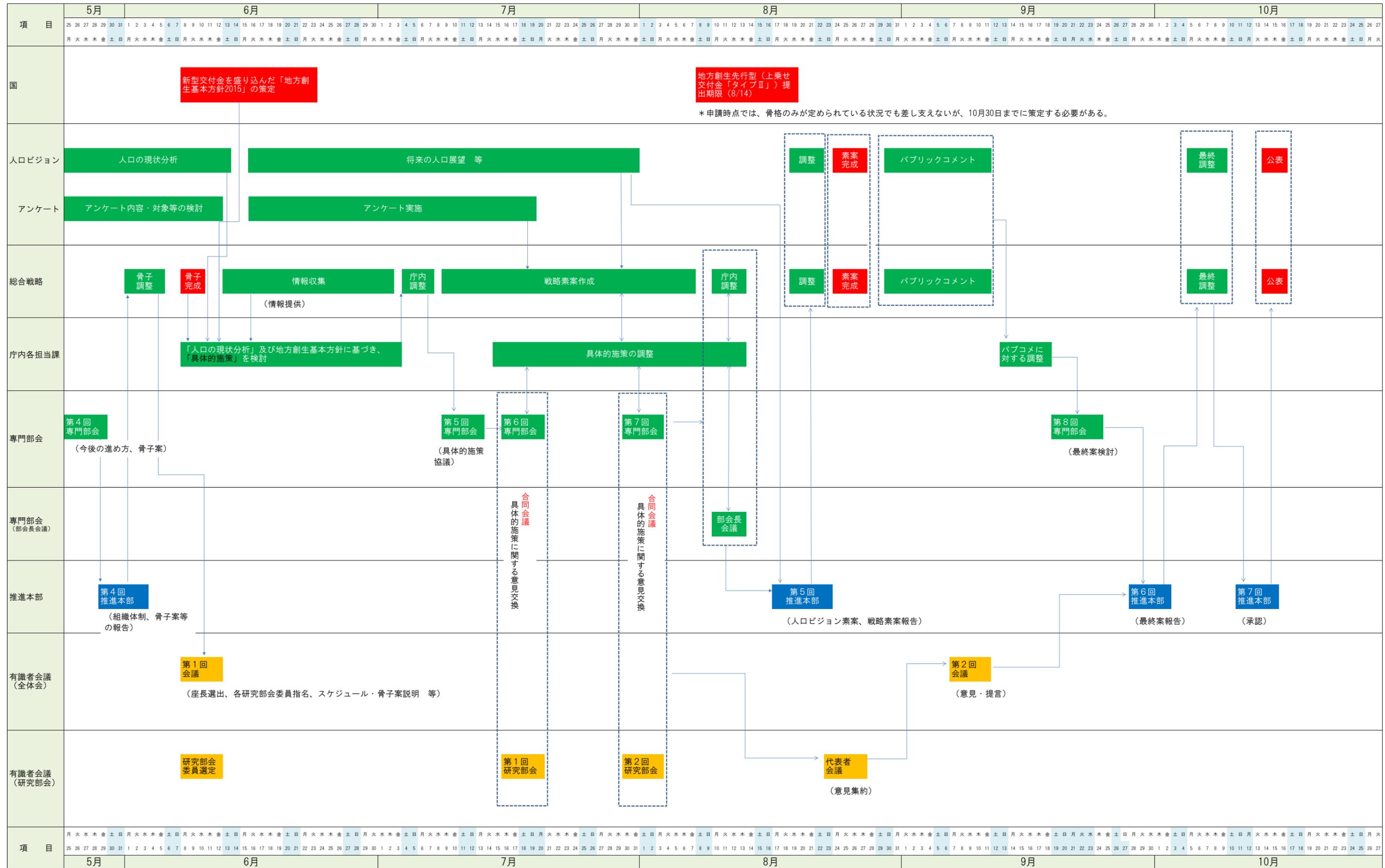
- 部会長：座長が指名
- 副部会長：部会長が指名
- 役割：総合戦略等の策定に関し、具体的な検討を行う。

委員構成は別紙参照

- | | | | | |
|---------|----------|----------------|------------------|------------|
| ①企画専門部会 | ②しごと専門部会 | ③転入促進・転出抑制専門部会 | ④結婚・出産・子育て支援専門部会 | ⑤まちづくり専門部会 |
|---------|----------|----------------|------------------|------------|

- | | | | | |
|--|---|--|--|--|
| <p>【会長】
企画政策G長</p> <p>【委員】
5人</p> <p>【所掌事務】
・総合調整
・地方人口ビジョンに関すること。</p> | <p>【会長】
商工観光政策G長</p> <p>【委員】
10人</p> <p>【所掌事務】
本市における安定した雇用の創出に関すること。</p> | <p>【会長】
中山間地域活性化G長</p> <p>【委員】
10人</p> <p>【所掌事務】
本市への新しい人の流れの創出に関すること。</p> | <p>【会長】
保健福祉政策G長</p> <p>【委員】
10人</p> <p>【所掌事務】
結婚・出産・子育てをしやすい環境づくりの創出に関すること。</p> | <p>【会長】
建設政策G長</p> <p>【委員】
10人</p> <p>【所掌事務】
安心・安全な暮らし及び地域間の連携の創出に関すること。</p> |
|--|---|--|--|--|

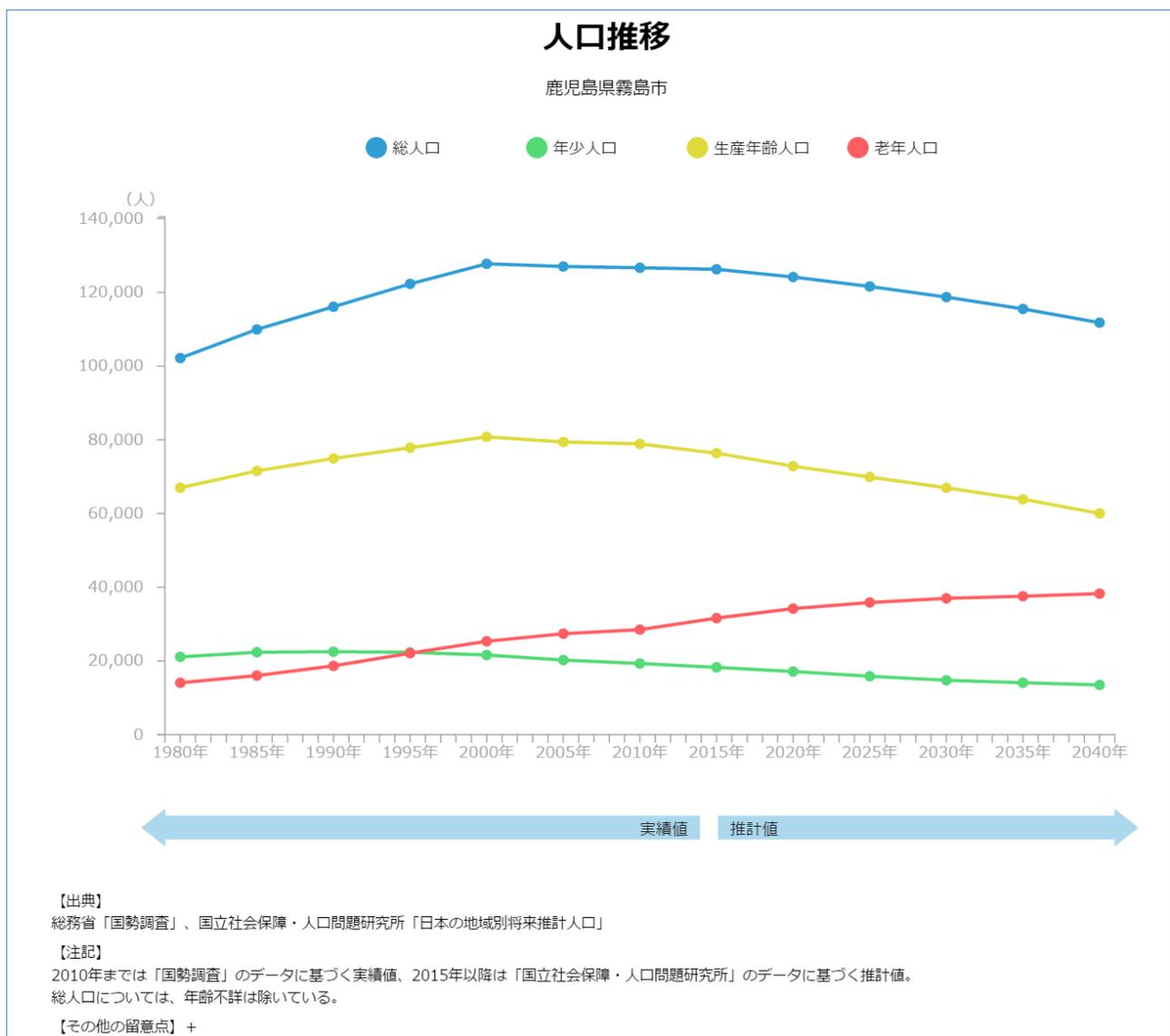
合同で会議開催



RESAS（地域経済分析システム）を活用した人口推移について （簡略版）

- 本市の2010年から2040年にかけての推計人口減少率は約11.76%である。全国的には2010年から2040年には1.28億人から1.07億人へ約16%（0.21億人）の減少が見込まれる中で、本市の推計人口減少率は全国平均を下回っている。
- また、年齢3区分別に見ると、生産年齢人口の推計減少率は23.91%、年少人口は30.13%となっており、各種産業における労働者、小中学校の生徒数の減少等が今後の課題となると考えられる。

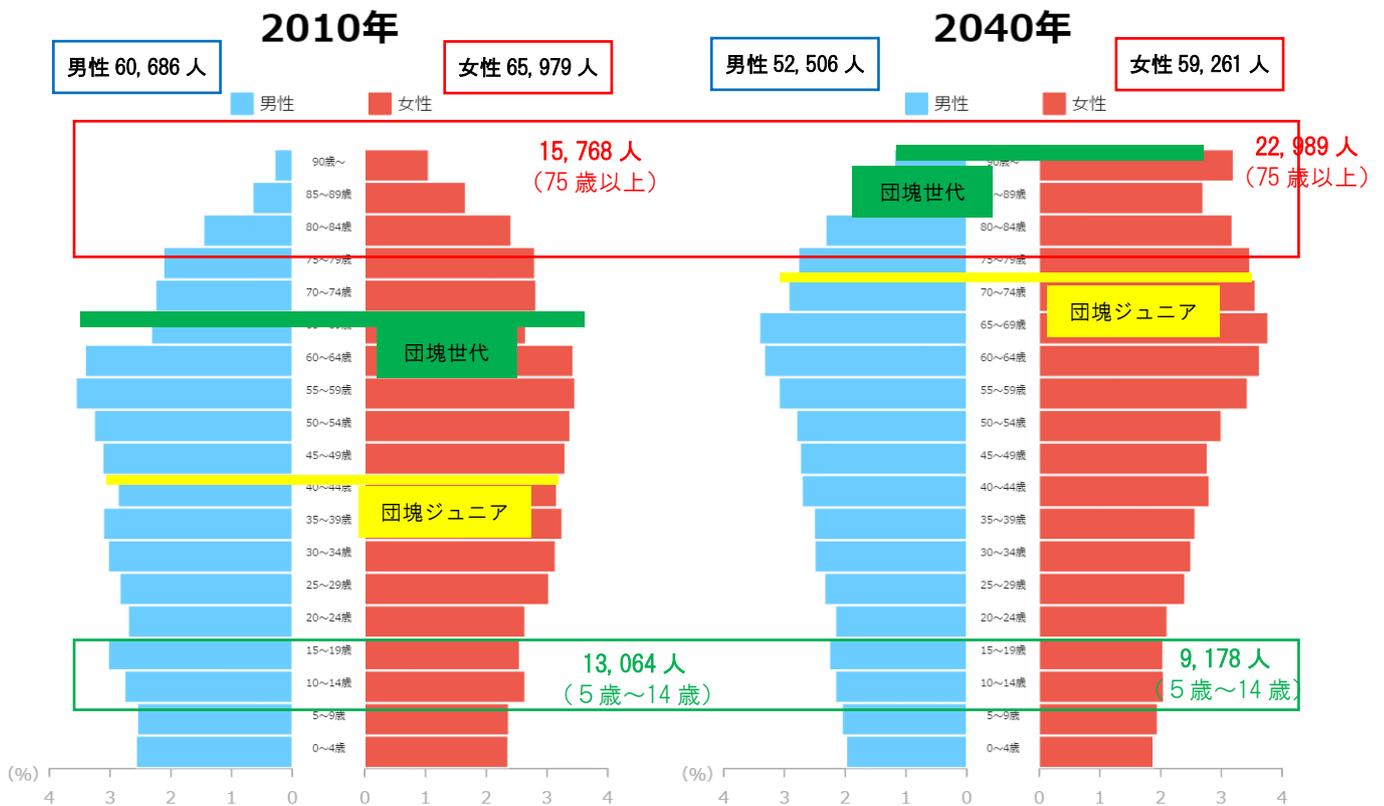
	2010年	2040年	推計増減率
総人口	126,665人	111,767人	▲11.76%
老年人口（65歳以上）	28,489人	38,266人	▲34.32%
生産年齢人口（15歳～64歳）	78,871人	60,012人	▲23.91%
年少人口（0歳～14歳）	19,305人	13,489人	▲30.13%



- 5歳～14歳の年齢層に着目すると、2010年時点の13,064人から2040年時点には9,178人に減少しており、単純に計算すると小中学校の1クラスあたりの児童数が約7割になることになる。
- また、75歳以上の人口に着目すると、15,768人から22,989人へと増加しており、生産年齢の減少と相まって、若者一人あたりの老年人口は確実に増加する。そのため、今後、医療・介護の体制整備に加え、地域でいかに高齢者を支えていくかが課題となる。

人口ピラミッド

鹿児島県霧島市



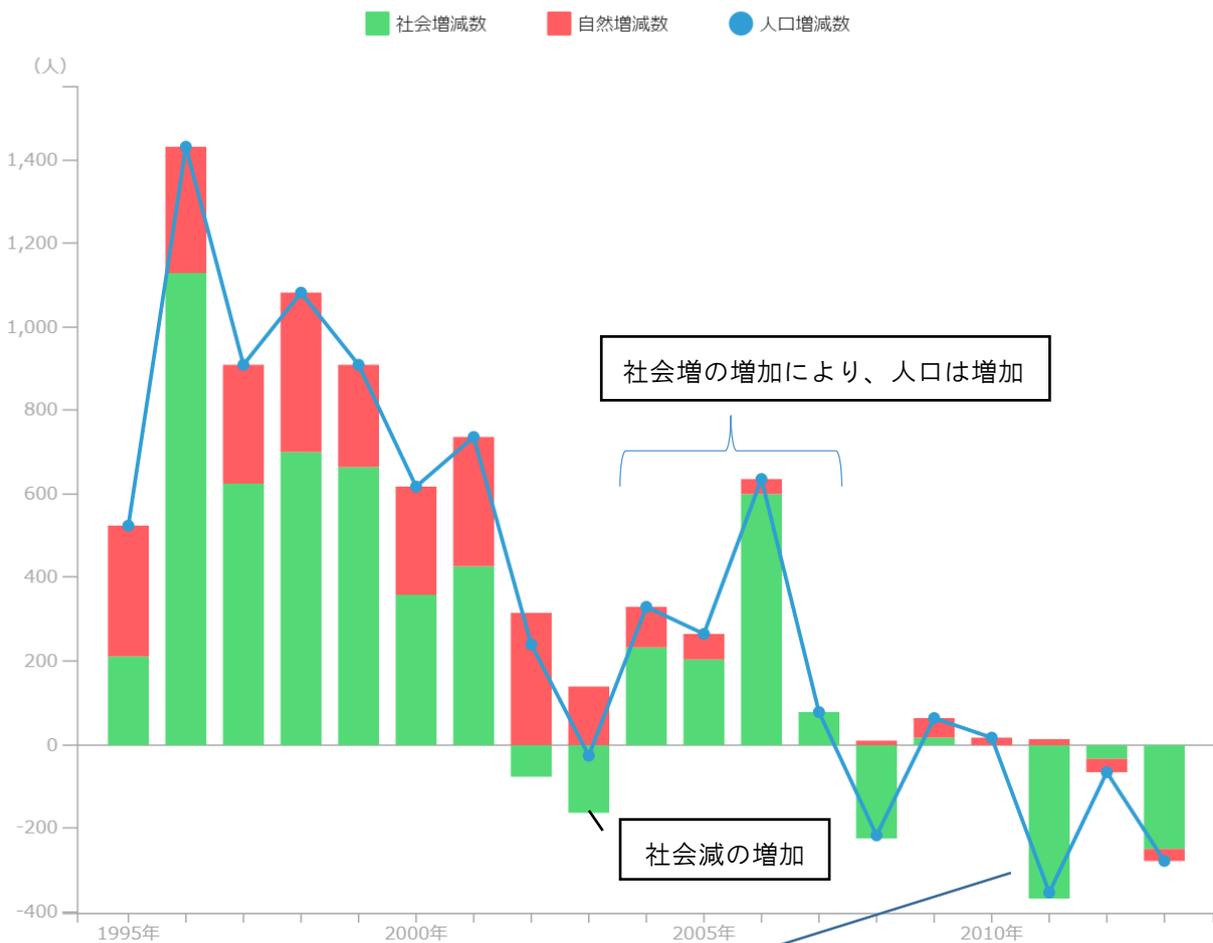
老年人口 (65歳以上) : 28,489人 (22%)
生産年齢人口 (15歳～64歳) : 78,871人 (62%)
年少人口 (0歳～14歳) : 19,305人 (15%)

老年人口 (65歳以上) : 38,266人 (34%)
生産年齢人口 (15歳～64歳) : 60,012人 (53%)
年少人口 (0歳～14歳) : 13,489人 (12%)

【出典】
 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

- 本市の自然増減・社会増減の推移を見ると、2003年に、自然増の減少及び社会減の増加により、人口増減は一時マイナスに転じたものの、翌年～2007年にかけては社会増の増加により、人口増減はプラスに転じている。
- 2011年に社会減の増加により、人口増減はマイナスに転じている。
- 1985年から2040年にかけての年齢層別の人口推移を見ると、生産年齢人口は2005年に減少に転じて以降、人口減少に大きく寄与している。

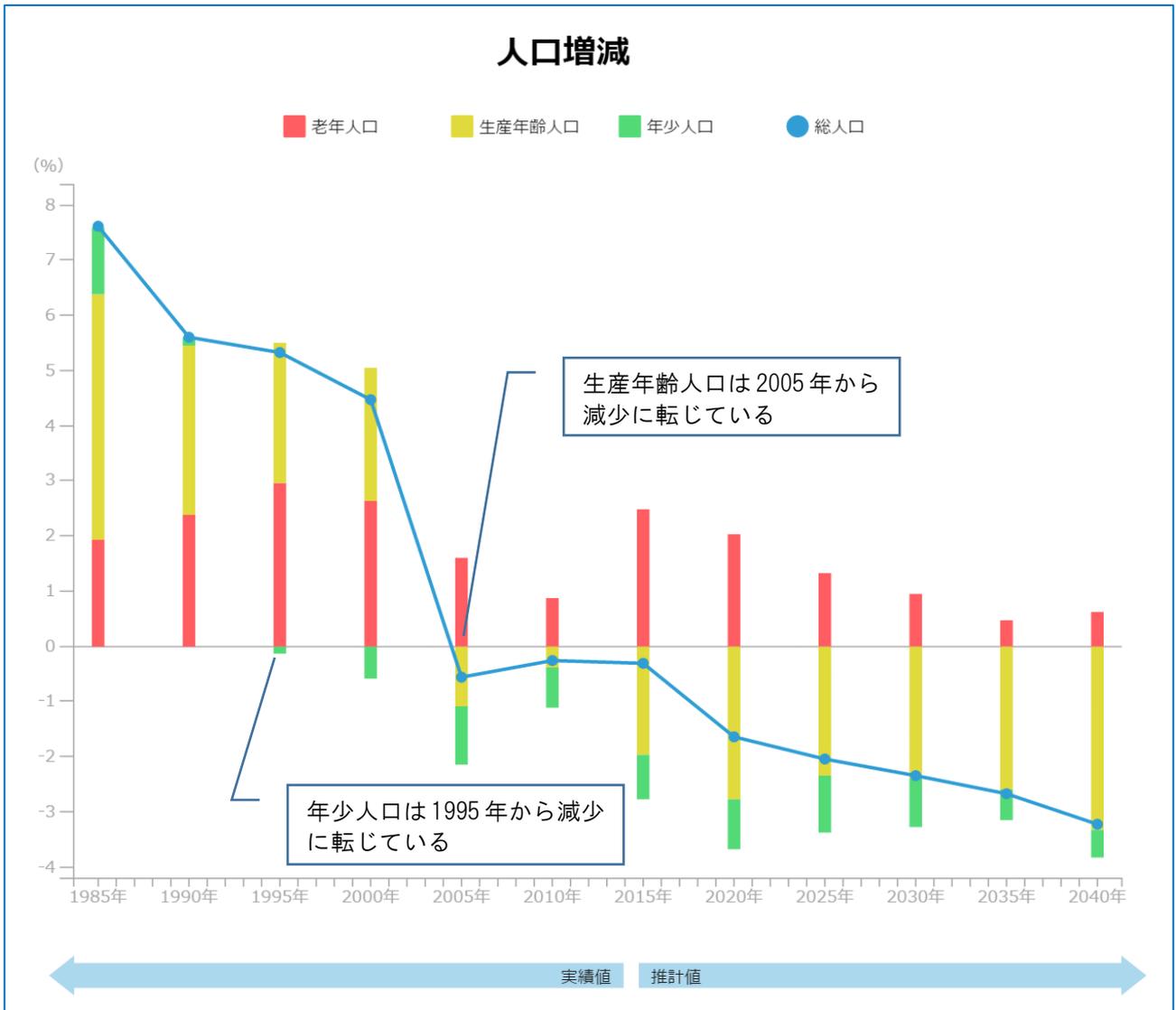
自然増減・社会増減の推移(折れ線)



【出典】
総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」
【その他の留意点】+

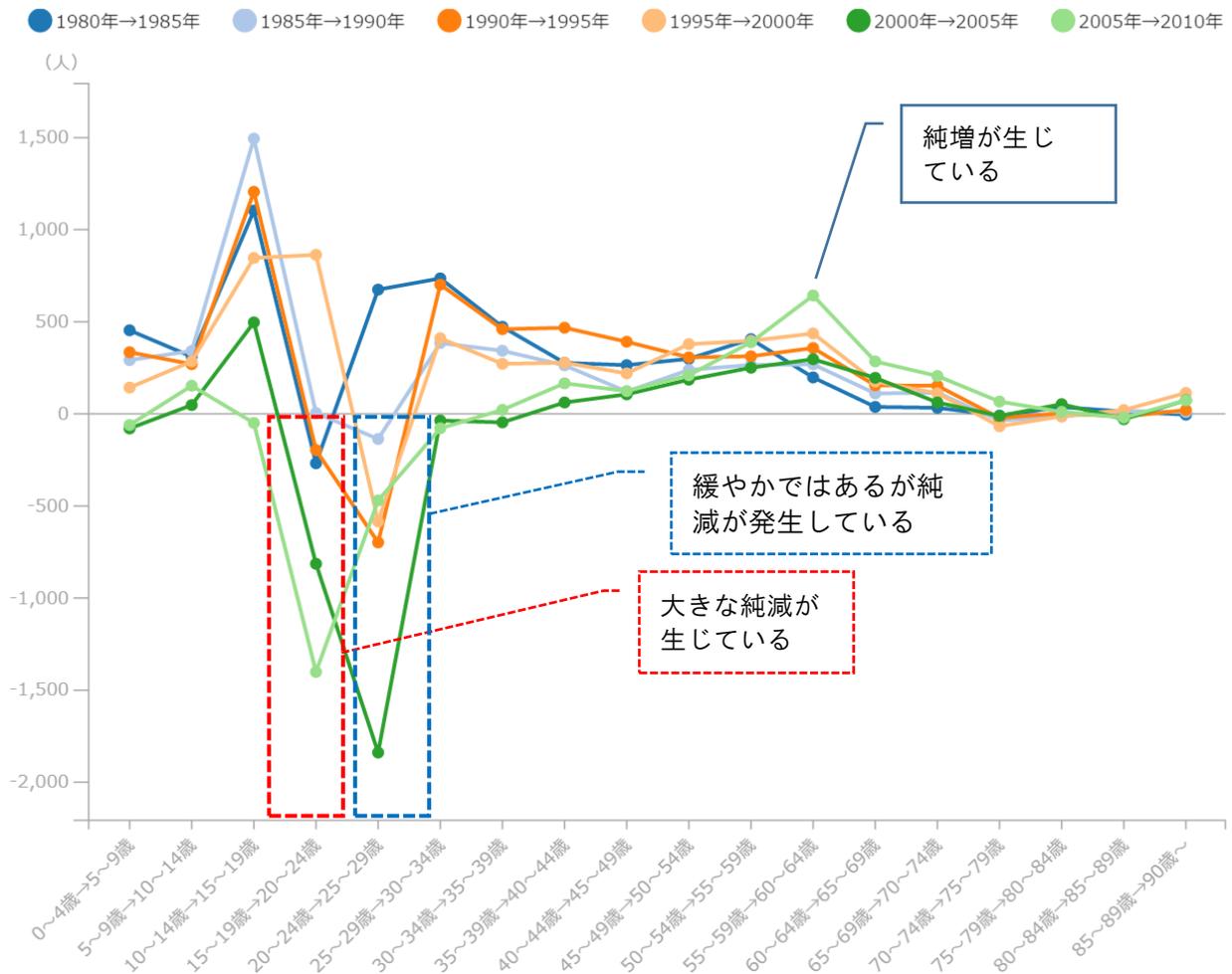
社会減の増加により、
人口増減はマイナス

○ 本市の1985年から2040年にかけての年齢層別の人口推移を見ると、年少人口は1995年に減少に転じており、生産年齢人口は2005年に減少に転じている。



- 本市の2005年から2010年の年齢階層別の純移動を見ると、「15～19歳→20～24歳」、「20～24歳→25～29歳」の時点で大きな純減が生じており、それ以降は概ね純増の傾向が続いている。
- このことから、本市は、市外への進学等のため、15～19歳人口の転出が著しいと推測される。また、20～24歳人口も、15～19歳人口と比較して緩やかではあるが純減が発生しているため、卒業後も市内に戻ってこないことが推測される。
- 一方で、「55～59歳→60～64歳」は純増が生じており、移住定住施策の成果によるものと推測される。

鹿児島県霧島市 年齢階級別純移動数の時系列分析



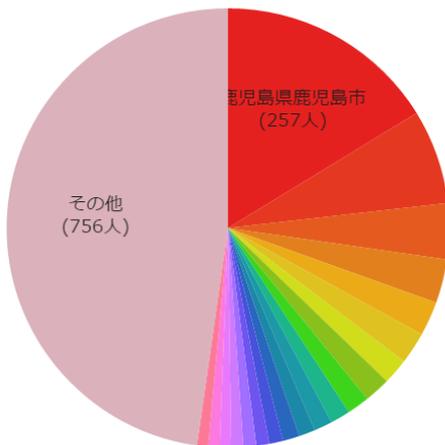
【出典】
総務省「国勢調査」、総務省「住民基本台帳人口移動報告」に基づきまち・ひと・しごと創生本部作成

- 本市及び他市町村の若年層（20歳代未満、20歳代）の人口移動を見ると、鹿児島市、始良市への転入転出が多く、県内近隣市町村間の転出入が多いと言える。
- 今後、これらの転出入要因を調査し、ターゲットを明確にした転入促進、転出抑制施策を検討していく必要がある。

鹿児島県霧島市 From-to分析（定住人口）2014年

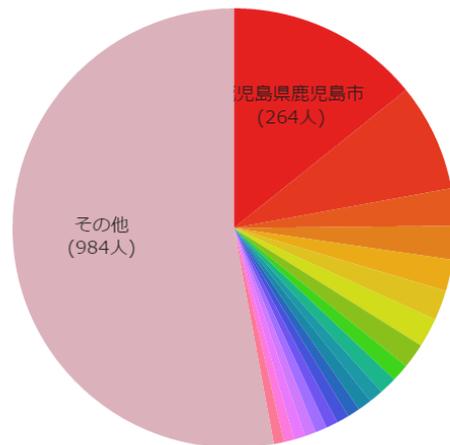
転入数内訳

総数 20歳代未満



転出数内訳

総数 20歳代未満



- 1位 鹿児島県鹿児島市 257人（16.2%）
- 2位 鹿児島県始良市 110人（6.9%）
- 3位 鹿児島県鹿屋市 65人（4.1%）
- 4位 宮崎県えびの市 51人（3.2%）
- 5位 鹿児島県薩摩川内市 40人（2.5%）
- 6位 宮崎県都城市 37人（2.3%）
- 7位 鹿児島県湧水町 30人（1.9%）
- 8位 鹿児島県曽於市 30人（1.9%）
- 9位 鹿児島県伊佐市 26人（1.6%）
- 10位 鹿児島県垂水市 23人（1.5%）

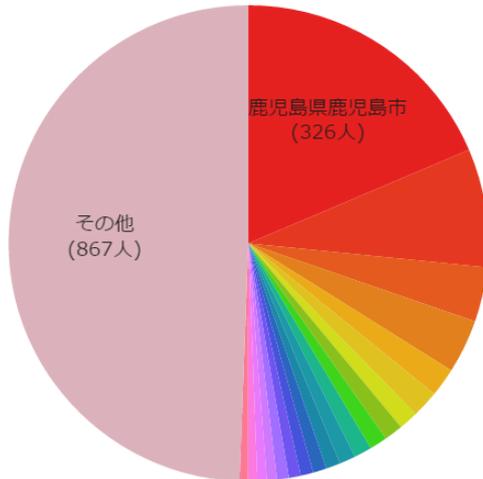
- 1位 鹿児島県鹿児島市 264人（14.2%）
- 2位 鹿児島県始良市 147人（7.9%）
- 3位 鹿児島県薩摩川内市 51人（2.7%）
- 4位 熊本県熊本市東区 46人（2.5%）
- 5位 長崎県佐世保市 43人（2.3%）
- 6位 鹿児島県鹿屋市 41人（2.2%）
- 7位 宮崎県都城市 40人（2.2%）
- 8位 熊本県熊本市北区 34人（1.8%）
- 9位 鹿児島県日置市 24人（1.3%）
- 10位 長崎県大村市 24人（1.3%）

【出典】
総務省「住民基本台帳人口移動報告」

【注記】
熊本市については、2012年4月1日に政令指定都市となったため、2012年のデータにおける熊本市に属する区のデータについては、4月から12月までの9か月分となる。

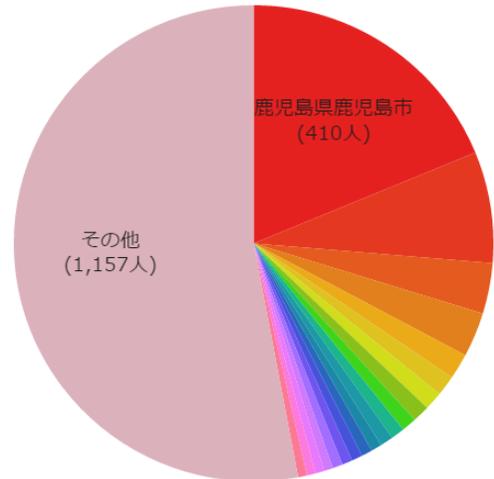
転入数内訳

総数 20歳代



転出数内訳

総数 20歳代



- 1位 鹿児島県鹿児島市 326人 (18.6%)
- 2位 鹿児島県始良市 141人 (8%)
- 3位 宮崎県都城市 65人 (3.7%)
- 4位 鹿児島県鹿屋市 64人 (3.6%)
- 5位 鹿児島県曽於市 34人 (1.9%)
- 6位 鹿児島県薩摩川内市 32人 (1.8%)
- 7位 鹿児島県伊佐市 23人 (1.3%)
- 8位 宮崎県宮崎市 22人 (1.3%)
- 9位 鹿児島県日置市 21人 (1.2%)
- 10位 鹿児島県垂水市 21人 (1.2%)

- 1位 鹿児島県鹿児島市 410人 (18.8%)
- 2位 鹿児島県始良市 165人 (7.6%)
- 3位 宮崎県都城市 75人 (3.4%)
- 4位 鹿児島県鹿屋市 66人 (3%)
- 5位 鹿児島県薩摩川内市 38人 (1.7%)
- 6位 宮崎県宮崎市 30人 (1.4%)
- 7位 長崎県佐世保市 27人 (1.2%)
- 8位 福岡県福岡市博多区 25人 (1.1%)
- 9位 鹿児島県曽於市 22人 (1%)
- 10位 熊本県熊本市東区 20人 (0.9%)

第 1 回霧島市地方創生有識者会議資料**(仮称) 霧島市地方創生総合戦略骨子****1 総合戦略策定方針**

①策定の趣旨

霧島市における人口の現状と将来の見通しを踏まえた上で、本市の地域特性に応じた今後 5 年間の「政策目標」、「政策の基本方針」、「具体的施策」を定めた総合戦略を策定します。

②総合戦略の位置づけ

まち・ひと・しごと創生法第 10 条に基づく、霧島市の施策についての基本的な計画として位置付けます。

③総合戦略の期間

2015 年度（平成 27 年度）から 2019 年度（平成 31 年度）までの 5 年間

2 政策目標

霧島市まち・ひと・しごと創生の取り組みを戦略的に進めていくため、国が目指す次の 4 つの基本目標と協働することとし、霧島市においても 4 つの政策目標を掲げます。

【国の政策目標】

- I 地方における安定した雇用を創出する
- II 地方への新しい人の流れをつくる
- III 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- IV 時代に合った地域をつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

【霧島市の政策目標（案）】

- I まちを元気にする、人を豊かにする産業づくり
- II 訪れたい、住み続けたいまちづくり
- III 幸せな家庭づくりを支える環境づくり
- IV 暮らしやすい、暮らしたくなる地域づくり

3 政策の基本方針

4つの政策目標に対し、それぞれの基本方針を掲げ、総合戦略策定段階において、計画期間（5年間）のうちに実施する具体的な施策の検討を進めます。

総合戦略には、盛り込む政策分野ごとの基本目標を設定し、具体的施策の計画段階においては、客観的な重要業績評価指標KPIを設定します。

施策の実施段階においてはPDCAサイクルによって効果を検証し、着実に実施していくとともに、数値目標等を基に、実施した施策・事業の効果を検証し、必要に応じて総合戦略を改定する一連のプロセスを実行します。

【具体的展開の流れ】

○政策目標⇒基本方針（目標設定）

○施策⇒評価指標KPI（指標設定）⇒PDCA【計画（Plan）→実施（Do）
→評価（Check）→改善（Action）】

I まちを元気にする、人を豊かにする産業づくり

- 鹿児島県本土の中央部に位置し、空港や高速道路、主要幹線道路、鉄道網など、国内外への流通ルートが確保された地理的特性を活かし、企業の誘致や新たな生産体制、流通体制の構築、新産業の創出を目指します。
- 農林水産業の生産性向上及び効率化を推進し、質の高い農畜製品のブランド化や市場ニーズに合った新製品の開発、六次産業の育成に取り組みます。
- 新規創業を目指す者や農林水産業の担い手への積極的な支援により、幅広い世代において可能性を抱き、目標を実現できる地域づくりを推進します。
- 女性や高齢者、障がい者などが、個性や能力を発揮し、安心して働くことのできる雇用環境づくりを推進します。

II 訪れたい、住み続けたいまちづくり

- 幅広い世代や分野を対象とし、転入促進と転出抑制双方の施策を推進します。
- 移住者・定住者の拡大を図るための支援や環境整備、移住希望者向けの情報提供に取り組みます。
- 企業や教育機関との連携やネットワークを活かし、地域で育て、地域に根ざす、新たな人の流れを創造します。
- 日本初の国立公園「霧島」や天孫降臨神話など、歴史・文化的条件、山や川、海、温泉、食など多種多様な資源の恵みを活かし、観光振興による交流人口の増加を目指します。

Ⅲ 幸せな家庭づくりを支える環境づくり

- 結婚につながる出会いの場の創出、安心して妊娠・出産・子育てができる支援体制の充実に取り組みます。
- 子育て世代における、子育て支援を図るために、医療や教育環境の充実、仕事と家庭の両立ができる環境づくりを推進します。
- 若い世代の所得向上と生活の安定化のため、人材の育成や雇用環境の充実を推進します。

Ⅳ 暮らしやすい、暮らしたくなる地域づくり

- 健康で豊かな暮らしを実現するため、中山間地域における小さな拠点形成など霧島市の特性を活かしたまちづくりに取り組みます。
- 自助・公助・共助による、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる地域づくりを推進します。
- 地区自治公民館を中心とした住民自治を推進し、地域の活性化や防犯、防災対策等、地域が自立しながら自ら活性化に取り組むことのできる環境づくりを推進します。
- 公共施設などの有効活用や交通ネットワーク、二次アクセスおよび道路・橋梁の維持管理の充実・強化、資源の有効活用により、魅力あるまちづくりに取り組みます。

霧島市地方創生有識者会議 研究部会構成一覽

平成27年6月11日現在

研究部会名	国の基本目標	所 属	役職等	性別	氏名	
しごと研究部会（10人）	地方における安定した雇用を創出する	1	公募		男性	まつやま 松山 瑞穂
		2	あいら農業協同組合	企画広報室 室次長	女性	ふくその 福園 ゆかり
		3	霧島商工会議所	専務理事	男性	やまぐち 山口 つよし 剛
		4	京セラ（株）鹿児島国分工場	労務部責任者	男性	きたがわ 北川 たかし 隆巳
		5	国分公共職業安定所	所長	男性	せと 瀬戸 ゆうさく 雄作
		6	鹿児島工業高等専門学校	教授	男性	くすはら 楠原 まさと 良人
		7	錦江漁業協同組合	監事	男性	なかむら 中村 きよし 清
		8	（株）鹿児島銀行国分支店	支店長	男性	つかはら 塚原 せいた 清太
		9	（株）九州タプチ	代表取締役社長	男性	つるがの 鶴ヶ野 みお 未央
		10	夢のゆり		男性	さめじま 鮫島 けんじ 健次
転入促進転出抑制 研究部会（9人）	地方への新しい人の流れをつくる	11	公募		男性	ふくしま 福島 やすし 恭志
		12	公益社団法人 霧島市観光協会	理事	女性	やまもと 山元 のりこ 紀子
		13	霧島市商工会	理事	女性	なほき 猶木 まさこ 雅子
		14	第一工業大学	工学部長	男性	やまお 山尾 かずひろ 和廣
		15	公益社団法人 霧島青年会議所	事務局長	女性	すずと 鈴吉 みえ 美絵
		16	全日本空輸（株）鹿児島空港所	所長	男性	おやま 小山 ほやと 早人
		17	（株）JTBコミュニケーションズ九州	地域活性化室 顧問	男性	さるわたり 猿渡 ひろはる 弘治
		18	（株）南日本銀行国分支店	国分支店長兼始良ブロック長	男性	こが 古賀 えいいち 英市
		19	首都圏霧島市ふるさと会	副会長	男性	けいじ 槐島 よしのり 義則
結婚・出産・子育て支援 研究部会（9人）	若い世代の希望をかなえる	20	公募		女性	やまぐち 山口 ひとみ
		21	霧島市PTA連絡協議会	顧問	女性	おがわ 小川 みほ 美穂
		22	霧島市校長協会	会長	男性	なかもみ 中峯 けんいちろう 健一郎
		23	霧島市子ども・子育て会議	委員	女性	いのうえ 井上 ゆみこ 裕美子
		24	（有）セイナ	専務取締役	女性	たくち 田口 まなみ 真奈未
		25	鹿児島信用金庫	業務執行役員	男性	うちだ 内田 けんいちろう 健一郎
		26	（株）FMきりしま	事務局長	男性	とりまる 鳥丸 けいすけ 恵介
		27	霧島市老人クラブ連合会	会長	男性	つのち 津之地 ほなお 良
		28	アルバック九州（株）	総務課長	男性	たはら 田原 かつあき 克章
まちづくり研究部会（9人）	地域と地域を連携する安全な暮らしとともに、時代に合った地域をつくり	29	（株）日本政策投資銀行	南九州支店長	男性	ふくどめ 福留 こうじ 浩二
		30	志学館大学	名誉教授	男性	ふたみ 二見 たけし 剛史
		31	霧島市自治公民館連絡協議会	会長	男性	やなぎ 柳 きだみつ 貞光
		32	国立大学法人 鹿児島大学	法文学部 法政策学科 准教授	男性	うなき 宇那木 まさひろ 正寛
		33	（株）トヨタ車体研究所	常務役員	男性	かみべつぶ 上別府 とおる 徹
		34	公益社団法人 霧島市シルバー人材センター	総務会計課長	女性	こたま 児玉 ゆうこ 裕子
		35	社会福祉法人 霧島市社会福祉協議会	ボランティアセンター所長	女性	おおの 大野 むつみ
		36	こくぶ通り会連合会	会長	男性	きのだ 木野田 ひろし 寛
		37	福山町佳例川を語る会		男性	いたもと 板元 いわお 岩雄

霧島市地方創生有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づき、人口減少を克服し、地域の活性化を推進する施策・取組を検討するに当たり、広く民間有識者等の意見を聴取することを目的として、霧島市地方創生有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 有識者会議は、霧島市地方創生推進本部設置要綱（平成27年霧島市告示第9-1号）第1条に規定する霧島市地方創生推進本部に対し、次の事項について必要な助言・提案等を行うものとする。

- (1) 「(仮称) 霧島市人口ビジョン」の策定に関すること。
- (2) 「(仮称) 霧島市地方創生総合戦略」の策定に関すること。

(組織)

第3条 有識者会議は、委員37人以内をもって組織し、市長が委嘱する。

- 2 有識者会議に座長1人及び副座長1人を置く。
- 3 座長は、委員の互選により選出し、副座長は、委員のうちから座長が指名する。
- 4 座長は、有識者会議の会務を総理する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する事務が終了するまでとする。

(会議)

第5条 有識者会議は、座長が招集し、その議長となる。

- 2 有識者会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(関係者の出席)

第6条 有識者会議において、必要があると認めるときは、専門家又は関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(研究部会等)

第7条 有識者会議に、第2条に規定する事項に関する具体的な検討を行うため、しごと研究部会、転入促進・転出抑制研究部会、結婚・出産・子育て支援研究部会及びまちづくり研究部会（以下「研究部会」という。）を設置する。

- 2 有識者会議に、研究部会相互の連携を図るために、必要に応じて、研究部会代表者会（以下「代表者会」という。）を設置する。
- 3 研究部会は、座長が指名する委員で構成する。
- 4 研究部会に部会長1人及び副部会長1人を置き、座長が指名する。
- 5 研究部会及び代表者会の会議については、第5条及び第6条の規定を準用する。

(庶務)

第8条 有識者会議の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、座長が有識者会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

(有識者会議の招集)

2 この要綱の施行後最初に開催される有識者会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(失効)

3 この要綱は、第2条に規定する事務が終了した際にその効力を失う。